

議事日程第5号

平成24年9月26日(水)

第1 議案上程(議案第75号から第81号まで及び請願第5号)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別、決算特別)

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1 は議事日程に同じ

第2 議案上程(議案第82号から第84号まで)

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第3 議会案上程(議会案第32号)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第4 議員派遣の件

出席議員(17人)

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 畠山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
8番 中田敏彦	10番 安田健次郎	11番 米谷勝
12番 高野寛志	13番 古仲清紀	14番 土井文彦
15番 小松穂積	16番 中田謙三	17番 戸部幸晴
19番 笹川圭光	20番 吉田清孝	

欠席議員(2人)

7番 吉田直儀 9番 蓬田信昭

議会事務局職員出席者

事務局長	江畑英悦
副事務局長	木元義博
主査	湊智志

地方自治法第121条による出席者

市 長	渡 部 幸 男	副 市 長	伊 藤 正 孝
教 育 長	杉 本 俊比古	監 査 委 員	湊 忠 雄
総務企画部長	山 本 春 司	市民福祉部長	加 藤 透
産業建設部長	渡 辺 敏 秀	教 育 次 長	小 玉 一 克
企 業 局 長	佐 藤 稔	総務企画課長	原 田 良 作
海フェスタ推進室長	蓬 田 司	財 政 課 長	目 黒 重 光
税 務 課 長	杉 本 光	生活環境課長	齊 藤 豊
子育て支援課長	天 野 綾 子	福祉事務所長	鈴 木 金 誠
農林水産課長	佐 藤 喜代長	観光商工課長	松 橋 光 成
建 設 課 長	伊 藤 岩 男	下 水 道 課 長	千 田 俊 彦
若美総合支所長	大坂谷 栄 樹	病院事務局長	船 木 道 晴
会 計 管 理 者	石 川 静 子	生涯学習課長	鎌 田 和 裕
監査事務局長	杉 山 武	農委事務局長	高 橋 郁 雄
企業局管理課長	船 木 吉 彰	選管事務局長	(総務企画課長併任)

午後 2時01分 開 議

○議長（吉田清孝君） これより、本日の会議を開きます。

吉田直儀君、蓬田信昭君から欠席の届け出があります。

本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 議案第75号から第81号まで及び請願第5号を一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第75号から第81号まで及び請願第5号を一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。最初に総務委員長の報告を求めます。12番高野寛志君

【12番 高野寛志君 登壇】

○12番（高野寛志君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第76号男鹿市防災会議条例及び男鹿市災害対策本部条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、災害対策基本法の一部改正に伴い、本市防災会議の所掌事務並びに委員の範囲及び定数並びに専門委員の範囲を改めるとともに、条文を整理するため、関係条例の一部を改正するものであります。

委員より、第1点として、災害対策基本法改正の趣旨に関して質疑があり、当局から、昨年の中日本大震災の教訓をもとに改正したものであり、市町村に直接関係する部分としては、防災会議及び災害対策本部の機能を、より強化することなどに主眼を置いたものとなっているとの答弁があったのであります。

第2点として、今後の防災会議開催について質疑があり、当局から、これまでは地域防災計画の作成の際しか開催していなかったが、このたびの改正により、地域に係る防災に関する重要事項を審議することを追加している。このことから、本年12月に県から示される予定の津波の浸水予想によって、市のハザードマップや避難所情報等に大幅な変更が生じるようであれば、防災会議の開催も必要となるものと考えている。なお、来年度には地域防災計画の見直しがあることから、開催を予定しているものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、条例改正により、防災会議委員に新たに、老人クラブ、婦人会、PTAなどの代表も委員として考えているようだが、これらの方々に市の防災のこれまでの取り組みや今後の方向性を確認してもらう意味でも、早めに防災会議を開催する必要があるのではないかと質疑があり、当局から、早期の会議開催について検討してまいりたいとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第77号男鹿市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、保育園の運営に指定管理者制度を導入することに伴い、公益的法人等へ派遣される職員について、市から直接支給できる給与等の範囲を拡大するため、本条例の一部を改正するものであります。

委員より、第1点として、新たに組織する公益的法人において採用する保育士の給与等の待遇について質疑があり、当局から、来年1月に法人において保育士採用試験を実施する予定であるが、初任給については14万2千円とすることとしており、賞与は初年度、2カ月分とし、年次的に増額を図り、5年目には市と同率となるように考えている。このほか、手当に関しては、扶養、住居、通勤、時間外勤務手当などを市に準じて支給する予定である。また、これまで臨時保育士として勤務していた方を法人で採用する場合、経験年数によって金額を増額する制度も検討していると伺っているとの答弁があったのであります。

第2点として、公益的法人において保育料の徴収等を考えていない理由について質疑があり、当局から、児童福祉法及び条例等により、市が保育料の徴収をしているものであり、この徴収に当たっては、ほかに委託や委任ができないものと解されている。また、保育料の決定に当たっては、所得把握が必要であり、個人情報を取り扱う面からも、市において保育料を決定するものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、公益的法人の業務内容について質疑があり、当局から、定款の案では、1号として、男鹿市立保育園の指定管理、2号として、放課後児童健全育成事業の受託経営、3号として、前2号に定めるもののほか、この法人の目的達成のため必要な事業としているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。15番小松穂積君

【15番 小松穂積君 登壇】

○15番（小松穂積君） 教育厚生委員会に付託になりました、議案第78号及び6月定例会において継続審査としておりました請願第5号について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第78号男鹿市保育園条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、保育園の運営に指定管理者制度を導入することに伴い、所要の規定を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、社会福祉法人への移行後の学童保育及び病後児保育への対応について質疑があり、当局から、指定管理は保育園の運営が対象となるものであり、学童保育については市から社会福祉法人への業務委託を予定している。また、病後児保育については、現在、みなと市民病院で実施しているが、船川保育園から担当保育士が出向いて保育している状況であり、法人移行後も同様の対応となるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものとした次第であります。

次に、請願第5号常設の公認グラウンドゴルフ場の新設についての請願書についてであります。

本請願は、本市には常設の公認グラウンドゴルフ場がなく、市内の団体等の行事としてグラウンドゴルフ大会を開催する際には、他市町村のグラウンドゴルフ場を利用しているのが現状である。

スポーツは、老若男女の健康維持のためには極めて重要で、特にグラウンドゴルフは高齢者の健康増進につながるほか、最近では子供たちにも普及してきており、屋外で遊ぶ機会の少ない子供たちの心身を鍛えるためには大変効果的である。

また、施設を整備する際に、必ず問題となるのは場所についてであるが、本市の均衡ある発展を考慮すると、若美総合体育館を中心としたスポーツゾーンを拡大し、そ

の周辺が最も適地と考えている。

以上のような理由から、常設の公認グラウンドゴルフ場を若美総合体育館周辺に新設していただきたいというものであります。

本請願書に対し、第1点として、市内には常設の公認グラウンドゴルフ場がなく、新設することで本市の活性化にもつながることから、願意に対しては異論がない。

6月定例会の当委員会では、本請願書が「若美グラウンドゴルフ協会会長名」で提出されていることから、男鹿市グラウンドゴルフ協会と組織を一本化した上で提出する形が望ましいという意見が多かったため、継続審査とした経緯があるが、この後、8月29日付で提出された要望書の中で、同協会としても組織の一本化に向けて取り組む意思があるとしていることから、本請願書の願意については問題ないと考えている。

第2点として、男鹿地区には公認グラウンドゴルフ場は整備されていないが、グラウンドゴルフ大会を開催できる規模のマリーンパークや総合運動公園などが数カ所あることから、若美地区の活性化の観点からも、請願書の願意に沿うべきであるなどの意見が委員から出されたものである。

当委員会では、組織の一本化や新設場所の選定、財政的な問題など、さまざまな課題もあるが、常設の公認グラウンドゴルフ場については新設の必要性があると意見集約されたものである。

以上の審査経過により、本請願書については、願意妥当と認め、採択すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。5番三浦利通君

【5番 三浦利通君 登壇】

○5番（三浦利通君） 産業建設委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

議案第79号男鹿市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、知事の権限に属する事務の一部について移譲を受けることに伴い、申請に対する審査等に要する手数料の額を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、議会運営委員会において、教育厚生委員会所管に係る改正事項も含まれていることから、連合審査会を開催の上、審査していただきたいとされたことを踏まえ、委員会開会冒頭、教育厚生委員会に係る改正事項の確認を行った上で、男鹿市議会会議規則第95条により、本委員会では教育厚生委員会に対し、連合審査会開催の申し入れについて決定し、同日、連合審査会の開催を申し入れたものであります。

一方、教育厚生委員会では、同日19日午後4時より、市庁舎5階大会議室における連合審査会の申し入れに応じることとし、開催の運びとなったものであります。

この際、説明の概要について申し上げますと、建設課所管に係る改正事項として、優良宅地や優良住宅の認定申請手数料、開発行為の許可や変更の際の手数料など、8項目、生活環境課所管に係る改正事項として、映画館など興行場の経営やホテルなど旅館業の許可の申請に対する審査手数料など、4項目が改正されるものであるとの説明があったのであります。

この後、質疑に入り、連合審査会における質疑はなかったものであります。

以上により、連合審査会は終了し、直ちに本委員会を再開し、審査を行ったものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。1番三浦桂寿君

【1番 三浦桂寿君 登壇】

○1番（三浦桂寿君） 予算特別委員会に付託されました議案第80号及び第81号の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、去る13日に開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみご報告申し上げます。

第1点として、熱利用システム事業化可能性調査業務委託料の減額理由とあわせ、調査検証結果における今後の活用方について。

第2点として、共聴施設整備工事の事業内容と財源内訳について。

第3点として、社会福祉法人運営費補助金及び設立出資金の内容とあわせ、その交付要綱等の有無について。さらに、臨時職員数と法人における採用試験の時期、採用人数、受験資格等について。

第4点として、防災行政無線子局移設の工事内容とあわせ、他の地域からの移設計画等の有無について。

第5点として、鳥獣被害防止計画策定調査業務における対象範囲と被害状況及び防止計画の年度目標とあわせ、調査後の対応について。

第6点として、全国農業担い手サミット in あきたにおける補助金の内容とあわせ、参加する認定農家者数について。

第7点として、地方交付税等の交付決定額における収納状況とあわせ、今後、交付が遅れた場合の財源措置について。

第8点として、市営住宅における修繕料の工事内容について。

第9点として、野石小学校暖房用配管の灯油漏れの発覚時期とあわせ、周辺地域における地下水等の影響と今後の対応について。

第10点として、生活保護費国庫負担金の返還金の内容とあわせ、本市の生活保護費の実態について。

第11点として、助産施設入所委託料の内容と財源について。

第12点として、農林水産事業費における、秋田の地魚加工品開発・販売推進特別対策事業費補助金の事業内容と財源内訳について。

第13点として、国民文化祭事業別企画委員報償費として、本市が予定している3分野の構想内容とあわせ、実行委員の構成と役割についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会ともすべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第80号及び第81号については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。8番中田敏彦君

【8番 中田敏彦君 登壇】

○8番（中田敏彦君） 決算特別委員会に付託されました議案第75号平成23年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、先般14日開会し、正副委員長を互選の後、会計管理者から一般会計及び各特別会計に係る補足説明、さらに監査委員に対して決算審査における総括意見を求め審査し、18日に特別会計についてさらに審査をいたしたのであります。

各会計の決算概要については省略させていただき、決算額について申し上げますと、一般会計では、歳入総額が179億9千530万8千840円、歳出総額が175億29万8千558円となり、歳入歳出差引残額は4億9千501万282円となり、うち繰越明許費等の財源として1億6千876万677円を繰り越し、実質収支額は3億2千624万9千605円となっており、この剰余金のうち1億7千万円を財政調整基金に積み立て、残額の1億5千624万9千605円を平成24年度一般会計に繰り越しておるものであります。

次に、国民健康保険特別会計では、歳入が47億5千707万453円、歳出が46億8千412万8千625円で、歳入歳出差引残額が7千294万1千828円となっております。

診療所特別会計では、歳入が2千697万4千141円、歳出が2千441万4千673円となり、歳入歳出差引残額は255万9千468円。

介護保険特別会計の保険事業勘定では、歳入が42億3千358万7千75円、歳出が41億4千890万1千584円となり、歳入歳出差引残額は8千468万5千491円。

介護保険特別会計の介護サービス事業勘定では、歳入歳出同額の1千615万7千791円となっております。

後期高齢者医療特別会計では、歳入3億2千267万1千556円、歳出3億2千174万3千579円、歳入歳出差引残額は92万7千977円となったものであります。

次に、下水道事業特別会計では、歳入が20億1千958万2千579円、歳出が

20億712万7千330円となり、歳入歳出差引残額は1千245万5千249円。

農業集落排水事業特別会計では、歳入が7千790万5千26円、歳出が7千664万2千735円となり、歳入歳出差引残額は126万2千291円。

漁業集落排水事業特別会計では、歳入が2億6千876万4千974円、歳出が2億6千641万8千160円となり、歳入歳出差引残額は234万6千814円となったものであります。

次に、質疑のあった主な点について申し上げます。

第1点として、一般会計における市税等収入未済額等の主なものと今後の対応について質疑があり、当局から、各市税の未納額は、個人市民税では、現年度課税分で419件、1千326万9千818円、滞納繰越分で1千823件、8千213万6千223円。法人市民税では、現年度課税分で12件、94万9千400円、滞納繰越分で25件、141万4千520円。固定資産税では、現年度課税分で809件、3千626万5千932円、滞納繰越分で3千92件、1億6千722万2千449円。軽自動車税では、現年度課税分で229件、177万680円、滞納繰越分で841件、513万1千260円となっている。

一般会計の全体では、7千320件、3億816万232円の未納額となっていることから、次年度に繰り越されていく滞納繰越額の圧縮が大きな課題となっており、きめ細かな滞納者との折衝や資産調査など、滞納者の実態を調査しながら、納税しやすい環境づくりや分納等の推奨により、滞納繰越額の圧縮に努めている。

また、児童福祉費負担金の171万6千917円は、全額、保育料で、未納者は13名であるが、昨年度と比較し、人数では2名、金額では58万円の減となっている。今後とも、きめ細かく対応しながら、未納額の減額に努めている。

また、財産貸付収入の市有地貸付収入で、現年度分1件で7万9千75円、滞納繰越分4件で11万2千678円となっているが、計画納付等の指導をした結果、滞納額が減少しており、引き続き指導してまいりたいとの答弁があったのであります。

第2点として、一般会計における不用額の主な理由とあわせ、不用額の使途の考え方について質疑があり、当局から、地籍調査費の不用額の主なものは、地籍測量等業務委託料257万4千816円で、入札差金によるものであり、地籍調査の補助事業については、県と協議のもとで進めていることから、不用額が生じた場合でも調査面

積等の前倒しは困難である。

また、小学校費における施設維持改良工事において、船越小学校ほか7件の8万1千550円、旧男鹿中小学校の施設解体撤去工事の入札差金で、601万4千600円、合計609万6千150円となったものであり、不用額の使途等については、緊急性等事案によっては流用させていただくこともあるが、今後十分考慮してまいりたいとの答弁があったのであります。

第3点として、経常収支比率が前年度と比較し、4.7ポイント悪化した理由と改善策について質疑があり、当局から、平成23年度の経常収支比率は91.8パーセントで、前年度と比較し4.7ポイント悪化している。

悪化した主な要因は、八郎湖周辺清掃事務組合と男鹿みなと市民病院の起債の償還が始まったことにより、経常経費充当一般財源が増加し、さらに経常一般財源においては、臨時財政対策債や市税、譲与税、交付金等が減となったことから、前年度と比較し4.7ポイント悪化したものと分析している。

平成27年度で男鹿市みなと市民病院の特例債の償還が終了するため、若干の改善は見込めるものの、今後の改善策としては、一層の自主財源の確保に努めるとともに、第2次男鹿市行政改革大綱に基づき、経常経費の節減などに取り組むとともに、施策の重点化、効率化を図り、歳出予算総額の縮少を図っていかねばならないものと考えているとの答弁があったのであります。

第4点として、地域振興基金の活用及び積み立て方について質疑があり、当局から、地域振興基金については、合併特例債を活用し、積み立てるものであるが、平成23年度には2億5千51万8千円を積み立て、上限の13億円を積み立てたものである。

この基金は果実運用型で、平成23年度は51万8千円の運用益となっている。この基金は、市民の連携と強化及び地域振興に資する事業に活用することとしており、これまで県の事業で地域活動していた琴川地区、加茂青砂地区において、今年度は基金から50万円、一般財源から50万円、あわせて100万円の事業費により、引き続き市の単独事業として同様の地域活動を行う目的で補助金を活用している。

今後は、運用益の状況を見ながら、市内の各地区から公募審査の上、事業採択し、該当する町内会、振興会などの住民自治組織へ補助金を交付していくことも検討してまいりたいとの答弁があったのであります。

さらに委員より、財政調整基金を活用し、秋田銀行からの地域振興基金の借り入れ分を返済できないかについて質疑があり、当局から、地域振興基金が合併時に国の認定を受け、合併特例債を活用し限度額の13億円を積み立てたものであり、制度上、財政調整基金で積み立てることはできないものであるとの答弁があったのであります。

第5点として、企業誘致における現状の成果と今後の考え方について質疑があり、市長から、現在の経済情勢では、企業の誘致に結びつけるのは非常に厳しい状況であると認識している。県企業誘致推進協議会が主催し、知事も出席して行われたリッチセミナーで行っているのは、企業の情報収集や誘致活動が目的であり、市で独自に誘致した場合でも、県と連携する必要があるということで参加しており、市として企業誘致をあきらめていないということを示す意味で参加している。

今、市がやるべきことは、既存の企業が生産拡大したり、新たな分野に出たり、市に必要なものをつくるときに、行政で応援していくことである。そして、生産量をふやすことによって雇用につながる可能性もあり、それが企業誘致とほぼ同じ意味を持つものと考えているとの答弁があったのであります。

さらに委員より、企業誘致の具体的対応について質疑があり、当局から、平成23年度中の企業誘致にかかわる実績であるが、秋田県企業誘致推進協議会が主催する首都圏企業との企業懇談会や、東京、名古屋、大阪で開催される「あきたリッチセミナー」に市長が参加し、トップセールスを行っているとともに、市ホームページで企業誘致情報を紹介し、情報を発信しているとの答弁があったのであります。

第6点として、第2次行政改革のこれまでの検証結果とあわせ、職員定数の考え方について質疑があり、当局から、総務企画課において、行革の効果及び進捗状況について調査しているもので、全体的には、平成26年度末までに第2次行政改革の目標値である財政的な効果で、16億1千700万円を見積もっていた。この間、さまざまな補助金のカットや指定管理者制度の導入など実施した結果、平成24年度現在の見込みでは9億8千400万円ほどを見積もっている。全体の進捗率では61パーセント程度となっており、ほかに人員と職員定数の管理において、26年度末で医療職を除く37名程度の削減を見込んでいたが、23年度末で27名の削減で、計画より若干超過している現状である。しかしながら、来年度以降、海フェスタ、国民文化

祭等々、いろいろなイベントが予定されていることから、これら担当する部署に職員を配置しなければならず、人数的にも窮屈な状況となってきた。国、県からの権限移譲もあり、昨年度に機構改革も行っているが、定数管理を含め、今後見直す必要になると考えていることから、来年度中には行革の見直しを検討してまいりたいとの答弁があったのであります。

第7点として、指定管理者制度導入後の成果及びその検証とあわせ、市民を交えた外部の検証について質疑があり、当局から、指定管理者制度を導入している施設については、具体的な運営は担当部署に委ねているが、条例に基づき、必要に応じて、業務状況等について担当部署が報告を求めることや調査することも可能であり、また、毎年度の管理業務の状況などの事業報告書を提出させている。今後、他の公の施設についても指定管理者制度の導入の検討が必要となると考えているが、指定管理者制度の目的である、民間経営感覚の導入による効率的な施設運営の効果を加味する必要があると考えており、これまでの指定管理の実態を見ながら、新たに導入する場合の判断材料にしたいと考えている。また、今後、外部評価も必要になるものと考えているとの答弁があったのであります。

第8点として、飛鳥Ⅱの入港目的とあわせ、過去3年間の売り上げ実績と経済効果について質疑があり、市長から、飛鳥Ⅱの寄港目的について、当初は、まちおこしという観点から来てもらったということがある。飛鳥Ⅱが入れる港ということで、ポートセールスができるし、船川港のネームバリューも高まることになる。船川港に入ることにより、港から元気を発信することがポート・オブ・ザ・イヤーにつながったものである。飛鳥Ⅱの客船のお客様というのは、従来いらしているお客様とは全く別な、新しい客層の方々だというとらえ方をしている。大変影響力の多い方もいますので、ぜひこういう方々に、まず一回男鹿に来ていただいて、その上で男鹿のよさをみずから発信していただくような流れをつくりたい。地域住民との触れ合いも、その一つの要因である。飛鳥Ⅱを通して、船川港のアピールという点で大変効果があると思っている。また、郵船クルーズは、地方の地域に対してのまちおこしに協力するということが入港していただいているとの答弁があったのであります。

当局から、飛鳥Ⅱの寄港により、埠頭で市内業者の方々による地場製品の販売もしており、過去3年間の実績は、平成21年度は10店舗で78万9千円、平成22年

度は22店舗で83万8千円、平成23年度は18店舗で54万1千970円の売り上げとなっている。このほか、オプションツアーに参加していただき、お客様を通じて全国に男鹿半島の宣伝をしていただくという効果と、市内のタクシー、観光バスへの経済効果も出ているとの答弁があったのであります。

第9点として、栽培漁業定着促進事業における事業効果とあわせ、資源管理と漁獲量について質疑があり、当局から、アワビ、ガザミなど放流しているが、全体として、年間600万円の補助で収穫するまでには四、五年ぐらいかかり、年間では3千万円ぐらいの水揚げになっている。ヒラメについては、900匹をいけすで養殖し、年間100万円ぐらいの水揚げの状況となっている。また、回帰率は1割から2割程度の回収しかできない状況であり、多額の予算を投入し放流しても水揚げがあがらない状況から、藻場の造成が必要と考え、今後、水産関係の研究機関と協議しながら、よりよい方法で進めてまいりたいと考えている。基本的に、きれいな海を先に再生しながら、そういう場所に放流していくと、収穫につながると考えている。

また、資源管理については、海藻類のある場所にアワビなどが集中して育つという観点から、今後も進めてまいりたい。ほかの地域を見ても、秋田県内では同様の方法で行っている県南部の漁港では、本市より2倍から3倍ぐらい多く放流している状況であり、収穫についても、やはり放流した量の1割から2割ほどしかないが、多く放流すれば収量もあがるものと考えているとの答弁があったのであります。

第10点として、第9回男鹿日本海花火の収支状況とあわせ、補助金における剰余金の考え方について質疑があり、当局から、平成23年度の男鹿日本海花火の収支状況は、収入は3千781万690円、このうち駐車場台数は1千832台で、366万4千円と、船川港築港100周年記念事業で秋田銀行から200万円の特別寄附金と協賛金が主なものとなっている。支出で2千979万1千533円の、差し引き減額は801万9千157円を平成24年度へ繰り越したもので、繰越額については、昨年の東日本大震災による経済の低迷から、企業協賛の落ち込みが予想されることから、平成24年度の財源として有効に活用してまいりたいとの答弁があったのであります。

監査委員から、指定管理料や補助金を受ける非営利団体は、利益を目的としていない。したがって、黒字が出た場合において、市に返還する考え方もあるが、今回の花

火については、企業協賛が次年度以降望めないとか、寄附が減少していく状況等、特殊事情を考えれば、ある程度、黒字であったとしても次回のために使っていくということを納得したもので、利益を意図するものではないと思っているとの答弁があったのであります。

第11点として、緊急雇用対策事業における事業内容及び費用対効果について質疑があり、当局から、緊急雇用創出臨時対策基金で18事業、ふるさと雇用再生臨時対策基金事業で7事業を行っている。

まず、物産販路拡大業務では、雇用人数8人の事業費3千620万円、観光物産開発業務では、雇用人数4人の事業費1千537万円、総合情報発信システム業務では、雇用人数9人の事業費2千412万円で、これらすべての事業は人件費が5割以上となっているものであり、費用対効果については、雇用創出という大きな目的があり、効果があったものと考えているとの答弁があったのであります。

第12点として、市民の所得状況と市税の差し押さえ及び不納欠損の要因とあわせ、減免制度の周知について質疑があり、当局から、平成23年度の申告所得を前年度と比較すると、農業の戸別所得補償制度の影響で農業所得は上がっているが、そのほかでは大きな変動が見られない状況である。

また、差し押さえの状況については、債権の差し押さえで、給与、預貯金、生命保険等が118件で1千954万1千543円、所得税の還付金が115件で334万3千935円、動産が12件の57点で39万1千624円、不動産が1件で250万円、裁判所への交付要求が4件で116万1千563円の換価による市税への配当があったものである。

また、不納欠損の状況については、執行停止によるものが310件で2千871万9千477円、即時によるものが7件で624万9千385円、時効によるものが340件で1千98万6千126円、総額で657件の4千595万4千958円を平成23年度末で不納欠損処理をしたものである。

また、市税等の減免については、納付書を送る際や広報などにより、減免制度や減免にかかわる相談についてお知らせしており、減免申請の受付後、担税力を調査した上で、条例等に基づいた審査を行い、承認しているものであるとの答弁があったのであります。

第13点として、粗大ごみ有料化に伴う実績及び経費とあわせ、緊急雇用対策における事業内容について質疑があり、当局から、平成23年度の有料化に当たり、300円、600円、1千円の3品目の粗大ごみの処理手数料を徴収している。3品目の収集目標個数1万3千628個に対して、実績では1千761個で、収集率は12.9パーセントとなっている。重量では、収集目票140トンに対し、実績では167.9トンで、19.9パーセントの増となっている。この要因としては、畳、家具などの重量のある品目が収集されたものと考えている。

予算の歳入では、処理手数料775万2千円に対して、決算額161万4千円で、20.8パーセントの613万8千円の減で、この要因として、平成22年度の無料収集が終了することによる駆け込みの排出が大きな要因と考えている。

また、平成23年度の緊急雇用創出臨時対策基金事業は、8名の雇用で、人件費は769万5千970円、物件費として車の借り上げ、燃料費等の254万4千642円の、全体で1千24万612円であり、これは粗大ごみにかかわらず、可燃ごみ、不燃ごみなどの不法投棄物の回収や、不法投棄監視を行っているものである。

緊急雇用については、雇用を事業として考えており、粗大ごみの有料化にかかわる経費としては考えていないものである。

粗大ごみ1トン当たりの収集費用は、平成22年度が2万200円であったが、平成23年度決算では5万7千700円で、2.8倍の割高になっていることから、今後は委託料等の削減も検討していかなければならないものと考えているとの答弁があったのであります。

第14点として、男鹿市介護保険財政調整基金の推移について質疑があり、当局から、平成23年度末の男鹿市介護保険財政調整基金は、約1億5千万円となっている。また、平成24年度には、実質収支のうち、条例により4千万円を積み立てし、その残額から給付費等の精算に伴う国・県等への返還金を差し引いた2千670万円をあわせ、6千670万円を基金に積み立てることになるが、平成24年度当初予算に取り崩し予定として約6千385万円を措置し、さらに平成26年度までの3年間で、男鹿市介護保険財政調整基金1億3千40万円と秋田県介護保険財政安定化基金の約3千160万円をあわせて、約1億6千200万円の取り崩しを見込んでいる。積み立て見込みから取り崩し見込みを差し引いた残額約8千万円については、第5期介護

保険事業計画期間内に、保険料の収納率の低下や介護サービスの増加などにより、65歳以上の第1号被保険者の給付費負担割合である21パーセントの確保が困難になった場合の財源として留保しておきたいとの答弁があったのであります。

第15点として、市内における目的別の各種介護施設の入所可能者数及び入所状況と今後の介護施設の建設予定について質疑があり、当局から、4月1日現在、宿泊を伴う施設の状況は、短期入所生活介護施設、通称ショートステイは14施設で、定員は施設により8人から42人となっており、合計349人、入所者数の合計は258人、認知症対応型共同生活介護施設、通称グループホームは6施設で、定員は9人または18人となっており、合計81人、入所者数の合計は77人、小規模多機能型居宅介護施設は1施設で、定員20人に対し入所者は16人、29人以下の介護老人福祉施設、通称ミニ特養は2施設で、定員は29人と20人であり、合計49人、入所者数の合計は44人、特別養護老人ホームは3施設で、定員は1施設が80人、2施設が50人で、合計180人、入所者数の合計は179人、介護老人保健施設は2施設で、定員は2施設とも100人で、合計200人、入所者の合計は191人、介護付有料老人ホームは1施設で、定員は50人、入所者数は38人という状況である。

また、今後の介護施設の建設予定としては、第5期介護保険事業計画において、待機者解消のため、新規に30床規模の特別養護老人ホーム1施設を見込んでおり、現在、市内の1社会福祉法人が平成25年度の開設を目指して進めているところであるとの答弁があったのであります。

第16点として、決算審査意見書における国民健康保険特別会計決算概要では、当年度の実質収支額の剰余金で財政調整基金へ繰り入れする額が少ないが、地方自治法の規定によると剰余金が出た場合、2分の1をくだらない額を基金へ繰り入れることになっていると思うが、どのような理由で会計処理がなされたのかについて質疑があり、当局から、平成23年度国民健康保険特別会計剰余金の処理方法について、平成23年度の実質収支額が7千294万1千828円で、このうち平成23年度の歳入における精算分として、国及び支払基金への返還金は合計で5千97万5千537円であり、実質収支額からこれを差し引いた額2千196万6千291円の2分の1以上の1千100万円を国保財政調整基金へ、1千96万6千291円を平成24年へ繰り越したものであるとの答弁があったのであります。

監査委員から、1千100万円の財政調整基金ということで、収支状況7千294万1千828円のうち、決算期末で国等への返還金が5千万円ほどあり、実質収支額の概念からいえば、2千200万円弱の2分の1の1千100万円を基金に積み立てたものと理解しているとの答弁があったのであります。

さらに委員より、返還金があるということで基金を少なくしたが、地方自治法の規定において可能なのか違反なのか、足りなければ補正予算を組んで国保会計の中で返還処理を行い、予算措置をすべきではないかとの質疑があり、当局から、地方公共団体における剰余金が生じた場合の規定として、地方財政法第7条によると、地方公共団体は各会計年度において歳入歳出の決算剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1をくだらない金額は、この剰余金を生じた翌々年度までに積み立て、または償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないとなっており、実質収支額の剰余金の2分の1をくだらない額、7千294万1千828円の2分の1の額の約3千650万円を基金に積み立てしなければならないこととなり、国等へ返還すべき額を差し引いた2分の1ということで不適切な会計処理となることから、地方財政法第7条に基づいて、不足している約2千550万円を平成24年度中に国保財政調整基金に積み立てさせていただきたいとの答弁があったのであります。

さらに監査委員より、男鹿市の条例において、7千294万円を剰余金として認めざるを得ない。したがって、監査意見として、実質収支額の2分の1以上を積み立てていただきたい。また、積立金については、翌々年度までに積み立てなければならないと規定があり、それに基づいて、平成24年度中に対処していただきたいとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本特別委員会に付託されました議案第75号平成23年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議案第75号から第81号まで及び請願第5号を一括して採決いたします。

本8件に対する委員長の報告は可決及び認定並びに採択であります。本8件は、各委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議案第75号から第81号まで及び請願第5号は、原案のとおり可決及び認定並びに採択されました。

日程追加の件

○議長(吉田清孝君) 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第82号から第84号までが提出されました。この際、本3件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本3件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第2 議案第82号から第84号までを一括上程

○議長(吉田清孝君) 日程第2、議案第82号から第84号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第82号 人権擁護委員の推薦について

議案第83号 人権擁護委員の推薦について

議案第84号 人権擁護委員の推薦について

○議長(吉田清孝君) 提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） ただいま議題となりました、議案第 8 2 号から第 8 4 号までの人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

本 3 件は、人権擁護委員の木元正子氏、加藤金一氏、相場紘士氏の 3 氏が本年 1 2 月 3 1 日をもって任期満了となりますので、木元正子氏と加藤金一氏については、引き続き、お二方を推薦し、相場紘士氏については、その後任として、古仲宗雲氏を推薦いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本 3 件については、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本 3 件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第 8 2 号について採決いたします。木元正子氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 2 号については異議なしとすることに決しました。

次に、議案第 8 3 号について採決いたします。加藤金一氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 3 号については異議なしとすることに決しました。

次に、議案第 8 4 号について採決いたします。古仲宗雲氏の人権擁護委員の推薦に

については、異議なしとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議案第84号については異議なしとすることに決しました。

日程追加の件

○議長(吉田清孝君) 次に、お諮りいたします。ただいま議案第32号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3 議案第32号を上程

○議長(吉田清孝君) 日程第3、議案第32号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。本件については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり

り可決されました。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年度から平成24年度までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務づけられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が、平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべくさらに検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

二酸化炭素吸収源として、最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積

に応じて譲与する「地方財源確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年9月26日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

衆議院議長 横路孝弘様
参議院議長 平田健二様
内閣総理大臣 野田佳彦様
財務大臣 安住 淳様
総務大臣 川端達夫様
国家戦略担当大臣 古川元久様
農林水産大臣 郡司 彰様
環境大臣 細野豪志様
経済産業大臣 枝野幸男様

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ご配付しております議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第4 議員派遣の件

○議長（吉田清孝君） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定により、ご配付しておりますとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、ご配付いたしておりますとおり、議員を派遣することに決しました。

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。
これにて9月定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後 3時15分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

議 員 戸 部 幸 晴

議 員 笹 川 圭 光